さんかく情報局

～男女共同参画社会基本計画（案）パブリックコメント募集～ vol.12

男女共同参画は自分の問題です。身近でできることから実践しましょう。

女性の参画状況

女性が政策や方針決定の場に参画した指標として、毎年、全国都道府県や市町村を対象に、法律や条例に基づいて定められた審議会などの委員への女性登用の調査が行われます。

今年の糸島市の女性登用率は31％。県内60市町村の中で第7位となっています。

求む、女性リーダー

多くの女性がＰＴＡや地域活動を支えているにもかかわらず、その代表や役員になることは少ないようです。現状の女性登用率は、区長が1・8％、ＰＴＡ会長が０％となっています。

物事の目標や方法を決める政策決定や方針決定の場に、女性の参画が少ないことは、依然として変わっていません。

男女は対等なパートナー

男女共同参画社会の実現には、男女が対等なパートナーとして、さまざまな分野に積極的に参画していくことが必要です。

市では「男女共同参画社会推進条例」の中で、「基本計画」を策定し、市と市民と事業者などが協力し合って取り組みを推進することを定めています。

男女共同参画社会基本計画（案）パブリックコメント募集

市は、豊かで活力ある社会の実現に向け、男女共同参画の推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、基本計画の策定を進めています。

この計画（案）について、市民のみなさんからの意見（パブリックコメント）を募集します。みなさんのご意見をお寄せください。

募集期間 12月1日（水）から12月31日（金）まで

計画案の設置場所 人権政策課（本庁舎）、男女共同参画センターラポール、二丈・志摩庁舎（総合窓口課）、各校区公民館

※市ホームページにも掲載しています。

http://www.city.itoshima.lg.jp/soshiki/20/

意見の提出方法

所定用紙に氏名、住所、連絡先を記入の上、意見を書き、持参または郵送、ＦＡＸ、Ｅメールのいずれかの方法で提出してください。

※住所や氏名、連絡先がないものは無効です。

提出先・問い合わせ

糸島市人権政策課
（〒819-1192
糸島市前原西1-1-1）
☎(332)2075
ＦＡＸ(324)1020
E-mail jinkenseisaku@city.itoshima.lg.jp

人権コラム

糸島市人権・同和教育研究大会をふりかえって

怡土小学校 辻 政信

今年7月、2人の子どもを部屋に閉じこめ、置き去りにし、死亡させた母親が逮捕されるという事件がありました。テレビでも取り上げられ、ご覧になった人も多いと思います。

この事件から感じることは、私たちの社会で、人と人のつながりがどんどん希薄になってきているということです。私たちは、孤立化しやすい社会で生活しているといえます。

人権尊重のまちづくりをめざして

人権の学びをとおして「人と人とが温かくつながること」「誰もが人としてたいせつにされること」を学校や幼稚園・保育所、家庭や地域などさまざまな場で、具体化していくことが求められています。

その取り組みを積み重ねることで、子どもの豊かな学びや育ちが保障され、私たちがめざす「人権尊重のまち〝いとしま〟」の実現が近づくと考えます。

人権・同和教育研究大会は「社会教育」や「学校教育」の枠にとどまらず、広く実践を交流・検証し、私たちの人権認識を磨く場となりました。

これまで、学校関係者のほか、地域や行政、保護者の参加を交えながら「人権尊重のまち〝いとしま〟」に向け、さまざまな発信や交流が行われてきました。

また、実行委員会形式で役割を分担し、それぞれが大会に向けて準備を進める中で、多くの人とのつながりができました。研究大会をきっかけとした人と人とのネットワークは糸島の人権・同和教育推進の大きな原動力なのです。

今、できることを

冒頭で紹介した事件の後、同じマンションの人たちは、悲劇を防げなかったことへの後悔や反省から、事件の遠因となった希薄な人間関係を問い直す動きを始めたそうです。

「失われた小さな命を無駄にしたくない」…若者たちは互いに交流を呼びかけ、定期的に会合を開くことも考えているそうです。

私たち一人ひとりに、できることはたくさんあります。まずは「あいさつ」から始めてみませんか。

学校や公民館の行事に参加していくことも、人権尊重のまちづくりにつながっていくと思います。

みんなでつくる「人権尊重のまち〝いとしま〟」。研究大会をとおし、私たちの人と人との絆が、温かく確かなものであるのか、今後も確かめ合っていきましょう。

北朝鮮人権侵害問題啓発週間

12月10日（金）から16日（木）まで

知っていますか…遠く離れた地で日本を思う人たちがいることを

北朝鮮当局による人権侵害に関して

この問題は「よその誰か」の問題ではなく「国民一人ひとり」が認識して取り組むべき課題です。

北朝鮮当局による人権侵害問題に対し、認識を深め、国際社会と連携しながら、その実態を明らかにし、抑止を図ることを目的に、平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。

この法律には、国や地方公共団体の責務などが定められ、それと併せて、毎年12月10日から16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることが定められています。

わが国の喫緊（きっきん）の国民的問題である「拉致問題」の解決をはじめ、北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組む課題とされています。

また、国民の関心と認識をさらに深めていくことがたいせつです。

関心を持ち、注視していくことが必要です

県の取り組み

①写真パネル展
期間 12月10日（金）から16日（木）まで
会場 県庁1階ロビー

②拉致問題人権啓発講演会「拉致問題を考えるみんなの集い」
期間 12月14日（火）13時30分から16時30分まで
会場 クローバープラザ1階クローバーホール（春日市）

問い合わせ
福岡県保護・援護課
☎(643)3301